

国会職員法の一部を改正する法律案要綱

第一 留学費用償還制度の創設

国会職員が留学中又は留学終了後早期に離職した場合には、一般職の国家公務員の例により、国が支出した留学費用の全部又は一部を償還させること。

(第二十七条の三関係)

第二 施行期日等

一 この法律は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律の施行の日から施行すること。

(附則第一項関係)

二 第一は、この法律の施行後に留学を命ぜられた国会職員について適用すること。(附則第二項関係)